

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000505号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100015号

第1 結論

請求者のA社における平成30年1月25日の標準賞与額を10万1,000円とすることが必要である。

平成30年1月25日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月25日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から業務委託されたB社より提出された請求者に係る給与明細書及び銀行振込一覧表「2018年1月給与」により、請求者は、平成30年1月25日にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成29年*月*日から平成30年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、B社から提出された給与明細書において確認できる賞与額から、10万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000524号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100019号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成27年9月1日から平成29年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については34万円から36万円、同年9月の標準報酬月額については34万円から38万円とする。

平成27年9月から平成29年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月から平成29年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成29年10月1日から平成30年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年10月から平成30年7月までの標準報酬月額については34万円から38万円とする。

なお、平成29年10月1日から平成30年8月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における別表1の第1欄に掲げる請求期間②から⑧までに係る標準賞与額については、それぞれ別表1の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表1の第1欄に掲げる請求期間②から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表1の第1欄に掲げる請求期間②から⑧までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 4 請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる請求期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、それぞれ別表2の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表2の第1欄に掲げる請求期間⑨及び⑩について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 1 日まで
② 平成 26 年 6 月 25 日
③ 平成 26 年 12 月 25 日
④ 平成 27 年 6 月 25 日
⑤ 平成 27 年 12 月 25 日
⑥ 平成 28 年 6 月 25 日
⑦ 平成 28 年 12 月 25 日
⑧ 平成 29 年 6 月 25 日
⑨ 平成 29 年 12 月 25 日
⑩ 平成 30 年 6 月 25 日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①の標準報酬月額記録が、控除されている保険料額に見合う標準報酬月額と異なっており、請求期間②から⑩までの賞与の記録が漏れていた。現在、請求期間①及び請求期間④から⑩までについては、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっており、請求期間②及び③の記録はないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社の給料支払明細書、平成 28 年分及び平成 29 年分の給与所得の源泉徴収票並びに同社の事業主から提出された給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成 27 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 36 万円、同年 9 月は 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 9 月から平成 29 年 9 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 27 年 9 月から平成 29 年 9 月までの期間

について、給料支払明細書において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 8 月 1 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなることから、請求者及び事業主から提出された給料支払明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、38 万円であると認められる。

したがって、請求者の平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を、38 万円とすることが必要である。

- 3 請求期間②から⑧までについて、請求者及びA社の事業主から提出された請求者の賞与に係る給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は別表 1 の第 3 欄に掲げる賞与額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第 2 欄に掲げる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表 1 の第 1 欄に掲げる期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表 1 の第 1 欄に掲げる期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間当時に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間⑨及び⑩については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効に

より消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法に基づき標準賞与額を認定することとなるところ、請求者及び事業主から提出された賞与明細書により、別表2の第1欄に掲げる期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与額を支給されていたことが認められる。

したがって、請求者の別表2の第1欄に掲げる期間に係る標準賞与額を、同表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

別表1

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求 期間	賞与支払日	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	賞与額に 基づく 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
②	平成26年6月25日	30万円	29万2,000円	29万2,000円
③	平成26年12月25日	50万円	50万円	50万円
④	平成27年6月25日	30万円	30万円	30万円
⑤	平成27年12月25日	51万2,000円	51万2,000円	51万2,000円
⑥	平成28年6月25日	30万7,000円	30万7,000円	30万7,000円
⑦	平成28年12月25日	52万5,000円	52万5,000円	52万5,000円
⑧	平成29年6月25日	31万5,000円	31万5,000円	31万5,000円

別表2

第1欄		第2欄
請求 期間	賞与支払日	賞与額に基づく標準賞与額
⑨	平成29年12月25日	53万7,000円
⑩	平成30年6月25日	32万2,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000525号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100020号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成29年9月1日から平成30年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年4月までの標準報酬月額については20万円から26万円とする。

平成29年9月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成30年5月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年5月から同年7月までの標準報酬月額については20万円から26万円とする。

なお、平成30年5月1日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から平成30年8月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間の標準報酬月額の記録が、控除されている保険料額に見合う標準報酬月額と異なっていたので、年金記録の訂正請求をしたところ、現在は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成29年9月1日から平成30年5月1日までの期間について、請求者が

ら提出されたA社の給料支払明細書、平成29年分の給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し並びに同社の事業主から提出された給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成29年9月1日から平成30年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年9月から平成30年4月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成29年9月から平成30年4月までの期間について、給料支払明細書において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所へ届け出たおらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成29年9月1日から平成30年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成30年5月1日から同年8月1日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなるため、請求者及び事業主から提出された給料支払明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、26万円であると認められる。

したがって、請求者の平成30年5月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000665 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100016 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 24 年 8 月 10 日は、14 万 4, 000 円に、平成 25 年 8 月 9 日は、15 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 8 月 10 日及び平成 25 年 8 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 8 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成 24 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 8 月 10 日
② 平成 25 年 8 月 9 日

A 社に勤務した期間の標準賞与額の記録がない。請求期間当時、A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る預金通帳の写し、当該期間の賞与は給与と合算して振り込む旨記載されていた明細 (以下「給与賞与支払明細書 (合算)」という。)、B 市が発行した請求者に係る「平成 25 年度 賦課資料 (所得照会等) についての回答書」及び「平成 26 年度 賦課資料 (所得照会等) についての回答書」 (以下、併せて「賦課資料 (回答)」という。) により、請求者は請求期間①及び②について、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写し、給与賞与支払明細書（合算）及び賦課資料（回答）により推認できる保険料控除額又は賞与支給額から、請求期間①は14万4,000円、請求期間②は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成24年8月10日及び平成25年8月9日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年8月10日及び平成25年8月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成25年8月9日の賞与については、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の平成25年8月9日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成24年8月10日の賞与については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000689 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100017 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 22 年 9 月 1 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 22 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者の A 社における平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 26 万円から 28 万円、同年 9 月から平成 27 年 4 月までの標準報酬月額については 26 万円から 30 万円、同年 5 月の標準報酬月額については 26 万円から 38 万円、同年 6 月から平成 29 年 1 月までの標準報酬月額については 26 万円から 41 万円とする。

平成 25 年 2 月から平成 29 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 2 月から平成 29 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者の A 社における平成 25 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 28 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については 30 万円、同年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 36 万円、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については 32 万円、平成 28 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 50 万円とする。

平成 25 年 2 月から同年 10 月まで及び平成 28 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (上記 2 の訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求者の A 社における平成 26 年 1 月 25 日の標準賞与額を 20 万円、同年 7 月 25 日の標準賞与額を 33 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 1 月 25 日及び同年 7 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 26 年 1 月 25 日及び同年 7 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

5 請求者のA社における平成26年1月25日の標準賞与額を20万3,000円に訂正することが必要である。

平成26年1月25日の訂正後の標準賞与額（上記4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年8月1日から同年9月1日まで
② 平成25年2月1日から平成29年2月1日まで
③ 平成26年1月
④ 平成26年7月

A社に係る資格取得年月日が平成22年9月1日となっているが、同社には、同年8月から勤務していた。また、請求期間②に係る標準報酬月額が、給与支給額に比べ低額であるほか、当該期間のうち、平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間及び平成28年9月1日から平成29年2月1日までの期間について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。さらに、請求期間③及び④の標準賞与額の記録がない。請求期間①から④までについて、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び年金事務所から提出されたA社の請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、日本年金機構は、上記給与明細書に基づき、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額は24万円である旨回答しているところ、当該資格取得時の標準報酬月額より高い標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料を、請求期間①において事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び日本年金機構の回答から判断すると、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 22 年 8 月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票、市町村から提出された所得照会回答書（以下「給与明細書等」という。）並びに賃金台帳により、確認又は推認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録において確認できる標準報酬月額の記録を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等及び賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 25 年 2 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から平成 27 年 4 月までは 30 万円、同年 5 月は 38 万円、同年 6 月から平成 29 年 1 月までは 41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 25 年 2 月から平成 29 年 1 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、給与明細書等及び賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額若しくは厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等及び賃金台帳により確認又は推認できる報酬月額若しくは厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②のうち、平成 25 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 28 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、給与明細書等及び賃金台帳により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 25 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 28 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等及び賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、平成 25 年 2 月及び同年 3 月は 30 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 36 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、平成 28 年 5 月から同年 8 月まで

は 50 万円とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 2 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③及び④について、賃金台帳により、請求者は、当該請求期間に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③及び④の賞与支給日については、A 社の他の被保険者の賞与支給日及び請求者の陳述により、請求期間③は平成 26 年 1 月 25 日、請求期間④は同年 7 月 25 日とすることが妥当である。

また、賃金台帳により、請求者は、請求期間③については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、請求期間④については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から平成 26 年 1 月 25 日は 20 万円、同年 7 月 25 日は 33 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 26 年 1 月 25 日及び同年 7 月 25 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間③について、賃金台帳により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間③の標準賞与額については、平成 26 年 1 月 25 日は 20 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間③の訂正後の標準賞与額（上記 4 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000691号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100018号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成26年3月21日から同年4月21日に訂正し、平成26年3月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成26年3月21日から同年4月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年3月21日から同年4月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、上記訂正後の平成26年4月21日から平成28年3月21日に訂正し、平成26年4月から平成28年2月までの標準報酬月額については、平成26年4月から同年7月までを28万円、同年8月から平成28年2月までを22万円とすることが必要である。

また、平成26年4月21日から平成28年3月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成26年7月10日、同年12月10日、平成27年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額を21万3,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日、同年12月10日、平成27年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年3月21日から平成28年3月21日まで
② 平成26年7月10日
③ 平成26年12月10日

④ 平成 27 年 7 月 10 日

⑤ 平成 27 年 12 月 10 日

A社に平成 26 年 3 月 20 日付けで雇止めをされたことから、C 地方裁判所に同社を被告として「地位確認」を求める訴訟を提起し、勝訴したが、同社は厚生年金保険の手続をしておらず、請求期間①の厚生年金保険の加入記録及び請求期間②から⑤までの賞与記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者から提出された請求者が C 地方裁判所に対し A 社を被告として、労働契約上の地位確認等を求めた訴訟における判決文（平成 28 年 1 月 27 日付け）及び雇用契約上の地位確認等を求めた訴訟における請求者と同社の間で成立した和解調書（平成 29 年 10 月 11 日付け）、B 社から提出された請求者に係る雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）並びに同社事業主の回答により、請求者の退職年月日は、平成 28 年 3 月 20 日であることが認められ、請求期間について、請求者は厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

また、請求期間①のうち、平成 26 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日までの期間については、請求者から提出された給与の支給明細書（以下「給与明細書」という。）及び預金通帳の写し並びに B 社の事業主及び社会保険事務担当者の回答により、当該期間に係る標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる月の報酬額に基づく標準報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）28 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成 26 年 3 月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社の事業主は、平成 26 年 3 月について、A 社は請求期間当時、請求者の資格喪失日を同年 3 月 20 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成 26 年 4 月 21 日から平成 28 年 3 月 21 日までの期間については、B 社から提出された A 社における請求者に対する未払給与等の計算に係る支払依頼書、仕訳伝票等の資料（以下「未払給与等資料」という。）から、A 社は、平成 26 年 3 月 21 日から平成 28 年 2 月 20 日までの期間に係る未払給与（月額平均 22 万 9,422 円）に相当する額を算出し、平成 28 年 2 月 15 日に一括で請求者に支払っていることが認められる。

一方、B 社の事業主は、A 社は上記給与支払額から厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、未払給与等資料により、当該支払額は、A 社から請求者に支給された平成 25 年 4 月分から平成 26 年 3 月分までの給与の合計額から算出された額であるところ、請求者から

提出された当該期間に係る給与明細書により確認できる給与支給額からも、上記支払額から厚生年金保険料は控除されていないことが認められる。

以上のことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の見直しは認められないものの、平成26年4月21日から平成28年3月21日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳の写し並びに上記未払給与（月額平均22万9,422円）により確認できる本来の報酬月額から、平成26年4月から同年7月までは28万円、同年8月から平成28年2月までは22万円に見直すことが必要である。

なお、上記見直し後の標準報酬月額については、厚生年金保険法75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑤までについては、B社から提出された未払給与等資料から、A社は、平成26年7月10日、同年12月10日、平成27年7月10日及び同年12月10日に係る未払給与（平均支給額21万3,500円）に相当する額を算出し、平成28年2月15日に一括で請求者に支払っていることが認められる。

一方、B社の事業主は、A社は上記給与支払額からは厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、請求者から提出された平成25年7月及び同年12月に係る給与支給明細書により、当該支払額から厚生年金保険料は控除されていないことが認められる。

したがって、請求期間②から⑤までに係る標準給与額については、上記未払給与（平均支給額21万3,500円）から21万3,000円に見直すことが必要である。

なお、上記見直し後の標準給与額については、厚生年金保険法75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。